

歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク要綱

資料2

平成23年2月14日制定

目 的

本ネットワークは、県・市町・関係諸機関が連携し、地域の歴史的文化的資産の保存と活用を図ることを目的とする。

県内各地に残された古文書や歴史的公文書をはじめとする歴史資料は県民共有の財産であり、これらを後世に伝え、活用することは、私たちに課せられた責務である。しかし、保存活用が図られないまま散逸する資料も少なくない。また、各機関・組織が個別に行える活動にも限界がある。

そこで、各機関・組織が連携し合い、相互協力することにより、効果的に保存活用を図ることが可能になる。

上記を達成するため、地域にあるこれら貴重な資料を調査し、情報の蓄積と共有化を進めるものとする。併せて人材育成や、災害等緊急時の文化財レスキューの体制づくりを推進する。

1. **(会 員)** 県および29市町を対象とし、各機関・部局ごとに登録するものとする。
将来的には、県内大学や研究機関等の登録も目指すものとする。
2. **(事務局)** 当面の間、三重県生活・文化部文化振興室 県史編さんグループ内におくものとする。
3. **(会 費)** 当面の間、集めないものとする。
4. **(会 則)** 別途、定めるものとする。
5. **(他組織との連携)** 県内の他組織（三重県博物館協会、三重県図書館協会など）との連携を図るものとする。
6. **(おもな活動内容)** 定期的な会合
歴史的・文化的資産に関する研修会や講習会の開催
歴史資料の継続的な調査とその活用
災害等緊急時における文化財レスキュー
その他、ネットワーク会議で決められた内容

付 則

1. この要綱は平成23年4月1日から施行する。